

すべての保護者の方へ 不登校児童生徒サポートリーフレット

Ver.1

このサポートリーフレットは、すべての子どもたちとそばで寄り添うすべての保護者の方へ相談先などについてご紹介するものです。

久留米市不登校対応の3つの基本認識



久留米市不登校対応の3つの基本姿勢

- 子どもが安心して学べる魅力ある学校づくりを進めます
- 子どもが自らの進路を主体的に考え、社会的に自立することをめざします
- 大人の見立てによる対策から、子どもの声による支援に転換します



久留米市では、
「居場所づくり」「学習支援」「相談体制」
の充実に向けた取組を進めています。

学校内における支援【相談体制】



少しでも不安があるときは、遠慮なく学校や教育委員会にご相談ください。

不登校等の相談について



学校の誰に、どのように相談したらいいの？



※**一番話しやすい先生**に、自分の子どもが学校に行けない(行き渋る)ことなどを、話してみてください。

※担任をはじめ、保健室の先生、学年の先生、教頭先生、校長先生、支援員など



先生にも相談したけど、他に相談したり、話を聞いたりしてくれる人はいるのかな？



学校には、不登校に関して以下の**専門家**がいます。学校の先生に、「スクールカウンセラーまたはスクールソーシャルワーカーに相談をしたいのですが」と声をかけてみてください。

スクールカウンセラー

- ・心の専門家。学校に月数回、配置
- ・子ども、保護者にカウンセリングを行います。また、子どもと保護者と一緒にカウンセリングを行うこともできます。

スクールソーシャルワーカー

- ・福祉の専門家。
- ・学校、関係機関等(医療、福祉機関等)の橋渡しを行ったり、自宅に訪問して相談を行ったりします。



他にも、久留米市教育委員会に**教育相談員**がおります。遠慮なく、お電話または、市役所へおこしてください。

久留米市教育委員会
(市役所17F)

教育相談員

- ・いじめ、不登校などの相談
- ・平日9:00~17:00
(土日祝日・年末年始を除く)
- ・TEL:0942-30-9216
- ・E-mail:gakkyo@city.kurume.lg.jp



学校内における支援【居場所づくり・学習支援】

教室以外の居場所について



学校に行けない(行き渋る)または、教室になかなか入れない時は、どんなところで過ごせるの？

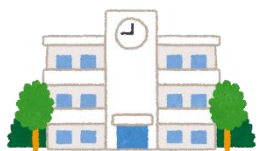


小・中学校には、校内に以下のような**居場所**等があります。学校の先生に、「教室以外の居場所の利用や学習の支援について相談したい」と声をかけてみてください。



小学校

多くの小学校に「**児童支援サポーター**」を配置しています。サポーターは、行き渋りや不登校の子どもたちの支援を行っています。また、居場所をつくり、そこで学習支援等を行っている学校もあります。
※各学校におけるサポーターの配置や支援内容については、在籍校に確認してみてください。



中学校

教室とは別に、少人数で過ごせる「**校内教育支援教室**」を市内全中学校に設置しています。支援員が常駐し、学習支援、教育相談、体験活動等を行っています。



NEWS



高校生活を楽んでいる先輩たちの声も直接きけるっば！

久留米市では、年2回「**定時制・通信制高校等説明会**」を実施し、自らのキャリアについて考えたり、進路選択の幅を広げたりする機会としております。開催前にお知らせいたします。
※例年10校以上の通信制・定時制の高校が参加

定時制・通信制高校等説明会の様子



学校外における支援

学校以外の居場所について



子どもが学校に行けない(行き渋る)ときは、どうしたらいいの？
また、学校以外にも居場所はあるの？



久留米市には、**校外教育支援教室「らるご久留米」**があります。
学校の先生に「らるごの見学や利用について相談したいのですが」と声をかけてみてください。



らるご久留米
(久留米市野中町)

不登校の子どもに寄り添い、「心の安定」などに努め、支援員による学習支援や通級生との体験活動を通して、社会的な自立を支援する教室です。



学習の様子



農業体験



サマーキャンプ



校外教育支援教室「らるご久留米」の他にも、久留米市や福岡県内には**フリースクール**などの居場所があります。



学校の他にも、相談するところはないの？



左の二次元コードに、アクセスすると久留米市の「不登校児童生徒へのサポート」のホームページにリンクします。
リンク先には、親の会、フリースクール、主任児童委員などの**関係機関等を紹介**しています。

不登校支援に係る法令及び久留米市不登校対応方針

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の
機会の確保等に関する法律
⇒不登校児童生徒等への支援についての法律です!



久留米市不登校対応方針
⇒不登校経験者等の声を大切にしながら、不登校対応を進める上での基本方針をまとめたものです!

